



島根県報

平成21年4月1日(水)
号外第85号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	2
島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	2
企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱の一部改正	(")	3
担い手法人育成対策利子補給金交付要綱の一部改正	(")	3
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧(2件)	(")	3
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	(建 築 住 宅 課)	4

【公 告】

都市計画区域の変更	(都 市 計 画 課)	5
-----------	-------------	---

告 示**島根県告示第261号**

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1040号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」を「1月1日から12月31日までの期間」に改める。

第6条第1項中「1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ」を「1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月31日までに」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第262号

島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1041号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条中「1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」を「1月1日から12月31日までの期間」に改める。

第8条第1項中「1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ」を「1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月31日までに」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第263号

島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱（平成7年島根県告示第811号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」を「1月1日から12月31日までの期間」に改める。

第5条第1項中「1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ」を「1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月31日までに」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第264号

企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条中「1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」を「1月1日から12月31日までの期間」に改める。

第8条第1項中「1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ」を「1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月31日までに」に改める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第265号

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第392号）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中「1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」を「1月1日から12月31日までの期間」に改める。

第7条第1項中「1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ」を「1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月31日までに」に改める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

雲南都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市大東町大東、大東町下阿用、大東町新庄、大東町飯田、大東町大東下分、大東町金成、加茂町加茂中、木次町里方、木次町下熊谷、木次町新市、木次町木次、木次町山方、木次町西日登、三刀屋町下熊谷、及び三刀屋町三刀屋

3 変更の内容

名称の変更

4 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市大東町大東、大東町下阿用、木次町新市、及び木次町西日登

3 変更の内容

名称の変更

4 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第269号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定したので告示する。

平成21年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市

雲南都市計画用途地域

ただし、大東都市計画用途地域として既に指定し、平成13年島根県告示第285号でその旨を告示された区域を除く。関係図面は、島根県土木部建築住宅課、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、大東都市計画区域、加茂都市計画区域、木次都市計画区域及び三刀屋都市計画区域を一の都市計画区域とし、都市計画区域を次のとおり変更しようとするので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画区域の名称

雲南都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

- (1) 雲南市加茂町猪尾、加茂町岩倉、加茂町東谷、加茂町延野、加茂町大崎、加茂町加茂中、加茂町宇治、加茂町大西、加茂町近松、加茂町立原、加茂町南加茂、加茂町三代、加茂町神原及び木次町山方のうち次の区域

既都市計画区域界（加茂）と加茂町加茂中の町界との交点から、既都市計画区域界（加茂）に沿って、既都市計画区域界（加茂）と加茂町大西の町界との接点を経て、加茂町大西の町界に沿って、加茂町大西と大東町仁和寺の町界との接点を経て、既都市計画区域界（大東）に沿って、既都市計画区域界（大東）と木次町山方の町界との接点を経て、木次町山方の町界に沿って、木次町山方の町界と既都市計画区域界（木次）との接点を経て、既都市計画区域界（木次）に沿って、既都市計画区域界（木次）と加茂町三代の町界との接点を経て、加茂町三代の町界を経て、加茂町三代と中国横断自動車道尾道松江線との交点を経て、中国横断自動車道尾道松江線の境界に沿って、中国横断自動車道尾道松江線と赤川堤防道路境界との交点を経て、赤川堤防道路境界に沿って、赤川堤防道路境界と加茂町宇治の町界との交点を経て、加茂町宇治の町界に沿って、加茂町宇治の町界と加茂町大崎の町界との接点に至り、加茂町宇治の町界に沿って、加茂町宇治の町界と加茂町大崎389-1と同384の接点に至り、加茂町大崎389-1と同384、同385、同387及び同388の地番界に沿って、加茂町大崎388の地番界と水路境界との接点に至り、水路境界に沿って、水路境界と道路境界と交点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町大崎286-1と同284-1との接点に至り、加茂町大崎286-1と同284-1、同286と同284-1及び同285、同395-1と同285、同396と同284及び276-2、同397と同275、同274と同275、同506と同275及び同273-1と同275の地番界に沿って、加茂町大崎273-1と同275と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と水路境界の交点に至り、水路境界に沿って、水路境界と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町大崎146-1の地番界との接点を経て、加茂町大崎146-1と同148、同148と同146-2、同149と同147-1との地番界を経て水路境界に至り、水路境界に沿って、水路境界と道路境界、加茂町大崎141-2の地番界との接点に至り、道路境界を経て、道路境界と水路境界の交点に至り、水路境界に沿って、水路境界と加茂町大崎129-2と同459-2の地番界との接点に至り、加茂町大崎129-2と同459-2の地番界を経て道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町大崎129-1と同459-1の地番界との接点を経て、道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町大崎458-1と同463-1の地番界との接点を経て、加茂町猪尾801-1と加茂町大崎464-1、同464-3の地番界の接点を経て、道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町猪尾801-1、同801-3の地番界との交点に至り、加茂町猪尾801-1と同801-3の地番界に沿って、加茂町猪尾801-1と同801-3の地番界と水路境界との接点を経て、水路境界と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町猪尾809と同150-1の接点を経て、加茂町猪尾809と加茂町岩倉150-1、加茂町猪尾810-1と同809、同811-1と同808-2、同778、同808及び同813、同812-1と同813の地番界に沿って、加茂町猪尾812-1と同813と道路境界との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町岩倉427-4と同427-1の地番界と接点に至り、道路境界に沿って、加茂町岩倉1005-1と同1000-1との接点と道路境界との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町岩倉1008-1と加茂町岩倉1007の接点に至り、加茂町岩倉483-1と同473-2、476-7、476-1の地番界を経て、道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町岩倉1000-9、同525-2の地番界との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町岩倉1028-1、同1030-1の地番界との接点に至り、加

茂町岩倉1028-1と同1030-1、同1032-9と同1031-1の地番界に沿って、道路境界を経て、道路境界と加茂町岩倉の町界との接点に至り、加茂町岩倉の町界に沿って、加茂町岩倉と加茂町猪尾の町界との接点を経て、加茂町猪尾と国道54号の道路境界の接点に至り、国道54号の道路境界と加茂町東谷1231、同1233の接点を経て、加茂町東谷1231と同1233、同1828-8と同1828-5、同1828-4と同1828-5、同1828-15と同1828-5、同1828-3と同1828-5、同1828-10と同1828-5及び1828-19、同1835-1と同1835-19の地番界に沿って、加茂町東谷1835-19と同1835-1の地番界と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷882-1と同883の地番界と道路境界との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷851-2と同849-2の接点を経て、道路境界に沿って、加茂町東谷847-1と同846-1の地番界との接点、道路境界と加茂町東谷747の地番界との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷721-1と同721-2の地番界との接点、道路境界と加茂町東谷714と同710の地番界の接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷633-5の接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷1889との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷367-1と同363-2の接点を経て、道路境界と加茂町東谷368-7との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷328-1、同327-2の接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷295-3と同296-5の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷296-1、同237-1の接点を経て、道路境界と加茂町東谷264-4と1530-1の接点に至り、加茂町東谷1530-1と同1530-2及び同1524-1、同1524-2と同1524-1の地番界に沿って、加茂町東谷1524-3と同1524-2と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷238-1と東谷238-2の接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と水路境界、加茂町東谷230との接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と加茂町東谷231と同234の接点に至り、加茂町東谷234と231、同1518と1515、同1519と同1517の地番界に沿って、加茂町東谷1519と同1517と加茂町東谷の接点に至り、加茂町東谷の町界に沿って、加茂町加茂中と旧加茂都市計画区域界との交点で囲む範囲

(2) 雲南市三刀屋町三刀屋のうち次の区域

既都市計画区域界（三刀屋）と既都市計画区域界（木次）との交点から、既都市計画区域界（木次）に沿って、既都市計画区域界（木次）と三刀屋町三刀屋1337-1との接点を経て、三刀屋町三刀屋1337-1及び1338、1337と三刀屋町三刀屋1500-1との地番界に沿って道路境界と三刀屋町三刀屋1500-1との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と既都市計画区域界（三刀屋）との交点を経て、既都市計画区域界（三刀屋）に沿って、既都市計画区域界（三刀屋）と既都市計画区域界（木次）との接点で囲む範囲

3 都市計画区域から除外される土地の区域

(1) 雲南市大東町大東、大東町田中、大東町新庄、大東町中湯石及び大東町北村のうち次の区域

既都市計画区域（大東）と、大東町大東2024-14、同2024-15の接点から、大東町大東2024-14と同2024-15、同302-2と同303、同2019-1と同302-4、同302-1、同302-3、同302-8及び同300-2、同300-2と同2021、同318-1と同315-7、同2025-6と同315-7、同2025-7と同315-7、同2025-16と同315-7、同320と同315-6、同2025-7と同315-5、同2025-7と同2025-8、同2025-1と同2025-8及び同2025-9、同2022-1と同407、同2025-1と同2029-27、同2025-12と同2029-22、同2029-4と同2029-22、同2029-4と同2029-32、同2029-4と同2029-32、同2029-3と同2029-32、同2029-3と同422-1、同434-5と同434-3、同2089-3と同2089-2、同2089-1及び同2091、同2089-4と同2091、同2089-4と同2090、同2090と大東町田中1341、同2089-6と同1339、同2089-7と同1494、同1323-1と同1339、同1323-1と同1327-2、同342と同1327-1、同360と同339-1、同1313-9と同339-1、同1331-1と同363-2、同1313-1と同363-1、同1313-1と同364-1、同1306と同364-3、同1301と同1300、同1231と同1300、同1231と同1233-6、同1233-5と同1233-6、同542-1と同1233-6、同542-2と同1234、同541と同1235-1、同1011-1と同1012-1、同1011-1と同1012-5の地番界に沿って、道路境界と大東町田中1074-3の接点を経て、道路境界に沿って、道路境界と大東町田中1074-2と同1014-1の接点に至り、大東町田中1074-2と同1014-1、同1013と同1479、同1072と同1014-1、同1014-2、同1014-3及び同1015-1、同1070と同1071、同1016-2と同1071、同1016-3と同1071、同1064-6と同1063、大東町新庄1009と大東町田中1063、同1062、同1060及び大東町新庄1009-1、同1007と同1006-3、同1119-2と同1120-1及び同682、同1119-1と同1120-1、同1119-1と同681、同680及び同687-1、同684-1と同687-1、同1122と同687-1、同1127-2、同1127-1、同1124と同691-2、同1128-2と同691-1、同1128

-1と同1236及び同1237、同1132-1と同1132-2、同1123-2と同1123-10、同1123-2と同714-2、同1135と同714-2及び同717-1の地番界に沿って、大東町新庄717-1と（主）松江木次線の道路境界との接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町中湯石5-2、同5-4の接点を経て、大東町中湯石5-2と同5-4、同5-2と同9、同6と同9、同6と同3-1、同6と同2321、同15と同2321、同15と14-1、同17と同14-2、同17と同18、同2285と同18、同2279と同27、同2522と同27、同40-1と同40-2、同39-2と同48-1、同53-3と同46-1、同53-1と同48-1、同55と同51-2、同55と同61、同56と同59、同2266と同59、同2266と同56-1、同261-2と同261-1、同261-3及び同261-1、同336-3と同261-1、同339と同340-2、同339と同340-3、同339と同340-1、同339と同346-3、同339と同342-1、同339と同339-1、同2219-2と同357-1の地番界に沿って、大東町中湯石2219-2と（主）松江木次線の道路境界との接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線と大東町中湯石2206-1、同380の接点を経て、大東町中湯石2206-1と同380、同2206-8及び同2205-3の地番界に沿って、大東町中湯石2206-8と（主）松江木次線の道路境界の接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町中湯石386-1の接点を経て、大東町中湯石386-1と同2197-2、同386-1と同2197-1、同945及び同2194、同1053と同2194、同1832、同1052、同1054-2、同1058、同1059、同1064-1及び同1068-1、同1083と同1068-1及び同1072、同1103と同1100、同1102、同1101、同1099及び同1098、同1299-1と同1300-3の地番界に沿って、大東町中湯石1299-1と同1300-3と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町中湯石1307-1と同1309-3との接点を経て、同1307-1と同1309-3、同1306、同1307-2及び同1308、同1733と同1317及び同1317-1、同1772-1と同1318、同1331、同1332-1及び同1772-2、同1311-1と同1772-2、同1341及び同1343、同1769-2と同1347-5、同1347-1、同1357-3、同1360及び同1361-1、同1769-3と同1361-1、同2468と同1361-1、同1363と同1361-1及び同1360、同1363と（主）松江木次線の道路境界、大東町中湯石1363と同1365及び同1379、同1377と同1379、同1752と同1379、同1751-1と同1392、同1751-1と同1392、同1394-2と同1395、同1394-2と同1740-1、同1414と同1413、同1414と同1420、同1414と同1427-2、同1414と同1427-2、同1422と同1427-2、同1744-1と同1426-1、同1743と同1426-1、同1430と同1431に沿って、大東町中湯石1430と同1431と赤川の河川境界の接点に至り、赤川の河川境界に沿って、赤川の河川境界と大東町中湯石1742と同628-2の接点を経て、大東町中湯石628-1と同628-2、同628-1と大東町北村1、同2-1、同13、同772及び同12-5の地番界に沿って、大東町北村12-5と同15-4、（主）松江木次線の道路境界の接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町北村632-2、同19-4の接点を経て、大東町北村632-2と同19-4、同22、同23、同775、同26-2、同25及び同178、同633と同778、同634-1と同26-4、同634-2、同35-2及び同33、同635と同33、同34と同35-2、同640と同638、同762、同639-2、同783、同53-1、同55-3、同55-2及び同56、同62と同61、同649-3と同647-4及び同72、同649-3と同77-2、同77-1、同77-4、同83、同84-2、同64-1、同649-2、同92-1、同95及び同649-4、同650-2と同649-4、同98と同649-4、同99-1と同649-4の地番界に沿って、大東町北村99-1と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町北村136の接点を経て、大東町北村662-1と同136及び同662-2との地番界に沿って、道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町北村137の接点を経て、大東町北村137と同150、同664-1と同790、同140-1と同790、同671と同151、同670-1と同151、同672-1と同152-1、同153-1、同791及び同155、同156と同154-2、同675と同154-2の地番界に沿って、大東町北村154-2と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町北村177-2及び同682-1の接点を経て、大東町北村681-2と同682-1、同681-3と同682-1、同682-2と同682-1、同685と同794、同689-2と同179-1及び同686、同687と同686、同191と同686、同191と同190-4、及び同194-1、同191と同192、同687と同192、同688と同193、同690-1と同199-4、同690-2と同795、同689-1と同795及び同200-1、同689-1と同206、同689-1と同291-2、同691-1と同291-2、同692と同203、同205-2、同135-10、同134、同212-1、同211、同215及び同210、同694-1と同217、同694-1と同219、同221及び同222、同694-2と同231-1、同231-2、同796、同236、同240-2、同240-3、同695、同241及び同799、同242と同239-4、同797と同258-1、同257と同259、同249と同256-1、同697-2と同697-1、同698-2と同259、同698-2と同260-1、同300と同309-1、同308-1と同309-1、同308-4と同310-2、同712-3と同311、同712-3と同712-2、同713-1と道路境界、大東町北村714-1と道路境界、同714-1と同714-2、同714-1と同714-3、同714-5と同318-1、同325と同319-1及び同322-1、同714-1と同324-1、同327と同324-1、同715-1と同

324-1の地番界に沿って、大東町北村324-1と同715-1と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町北村715-1、同716の接点を経て、大東町北村716と同328、同715-2、同338-2、同338-1及び同334、同717と同343、同717と同332、同717と同346、同718と同349、同350、同351、同353、同356-4、同718-1及び同360-1の地番界に沿って、大東町北村360-1と（主）松江木次線の道路境界の接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町北村720-4の接点を経て、大東町北村720-4と同431-5、同721と同394-1、同722と同394-1、同398と同400、同722と同401及び同815、同723と同433、同723と同818、同723と同435、同442-1と同438-1及び同442-4、同443-2と同442-5及び同443、同442-1と同443、同724-1及び同818、同725-1と同466-1、同819及び同467-2、同470と同467-1、同725-1と同471、同472-4、同472-3及び同472-6の地番界に沿って、同472-6と（主）松江木次線の道路境界との接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町北村478-2の接点を経て、大東町北村726-1と同478-2、同726-5と同476の地番界に沿って、大東町北村726-5と（主）松江木次線の道路境界との接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町北村481-1と同482の接点を経て、大東町北村481-1と同482、同727-2と同485、同486、同488、489、同494及び同495、同733-4と同498-1、同736-2と同502、同737-1と同502及び同520、同520と同522、同738-1と同522及び同538、同65-1と同514-1、同65-2と同514-1、同65-4と同512-1、同65-5と同513-1、同65-6と同512-1の地番界に沿って、大東町北村65-6と512-1と大東都市計画区域界との接点に至り、大東都市計画区域界に沿って、大東都市計画区域界と、大東町大東2024-14、同2024-15の接点で囲む範囲

(2) 雲南市大東町南村、大東町中湯石、大東町清田、大東町金成、大東町下阿用及び大東町東阿用のうち次の区域

既都市計画区域界（大東）と大東町東阿用478-2接点から、大東町東阿用478-2の地番界に沿って、大東町東阿用478-2と同460の接点を経て、大東町東阿用460、同456、同454の地番界に沿って、大東町東阿用450-1と同451、同481の接点を経て、大東町東阿用450-1と同481及び同481-2の地番界に沿って、同481-2と同450-3と（主）玉湯吾妻山線の道路境界の接点に至り、（主）玉湯吾妻山線の道路境界に沿って、（主）玉湯吾妻山線の道路境界と大東町東阿用695-3、同442-4の接点に至り、大東町東阿用695-3と同442-4、同695-1と同442-2、同695-1と同695-10、同431と同440-2、同431と同435-1、同434と同429、同430-1と同492、同430-2と同428-1、同694-2と同424、同691-4と同691-2、同691-3と同406、同691-1と同691-10及び同401、同297-1と同296-4、同683-3と同295-2、同295-1、同295-3及び同682-2、同682-1と同679、同680と同679、同677-1と同678、同286と同279-4、同674と同672、同671と同260、同258と同260、同671と同257、同671と同669、同668と同254、同667と同254、同667と同253、同668と同218-3、同218-4と同218-3、同657と同658、同657と同210、同660-1と同661-1、同660-1と同661-2、同631-2と同198、同631-2と同197-1の地番界に沿って、大東町東阿用631-2と同197-1、道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町東阿用947-1と同938の接点を経て、大東町東阿用947-1と同938、大東町下阿用945と大東町東阿用938、大東町下阿用945と同943、同935-1と同943、同935と同931-2、同952と同934、同1237と同898、同953と同898、同953と同896-7、同954と同956、同955と同957、大東町金成616-1と同612、同614と同613、同282-1と同275-1、同280及び同279-1、同283-2と同279-1及び同279-3の地番界に沿って、同283-2と同279-1、同279-3と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町金成307-1と同322の接点を経て、大東町金成307-1と322、同307-1と同321-3、同315-3及び同315-2、同649と同309、同310及び同311、同650と同311、同360-1と同311、同360-5と同360-2、同653と同358、同654と同358、同654と同363、同655-1と同365-1、同371と同365-1、同371-と同365-2及び同372、同655-1と同372、同680と同375、同375、同681-1と同377、同688-2と同378-2、同688-2と同378-2、同378-1及び同380、同717-1と同714及び同715、同528-2と同717-2、同530-1と同717-2、同531と同527、同533及び同532-2、同530-2と同534-1、同530-2と同536-1、同535と同536-1、同537-1と同536-1の地番界に沿って、大東町金成537-1と同536-1、道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と大東町清田409と同407の接点を経て、大東町清田409と同407、同995-2及び同405、同401-3と同401-1、同994-1と同395、同398、同994-2と同399、同708と同399、同375と同990、同365-3と同365-2、同365-1と同365-2、同976と同365-2、同977と同361-5及び同361-2、同976と同361-3、同361-7及び同349-1、同975と同349-1、同336-1と同337、同322-1と同337、同336と同337、同315及び同322-7、同330-4と同322-7、同

322-8と同322-7、同322-8と同315、同322-3と同318、同317-8及び同317-4、同320-2と同317-4、同320-2と同320-13及び同320-4、同955と同320-4及び同1072、同953と同1072、同1093と同311-4、同950-3と同311-1、同950-3と同1071、同952-4と同952-6、同294及び同951-1、同270-1と同950-2及び同275-1、同269と同268-2、同262-4と同268-2、同267-1及び同262-3、同262-1と同262-3、同262-1と同260-1、同260-3と同260-1、同124と同276-2、同122-1と同278-2、同120-5と同439-1、同806と同958-1及び同958-2、同807と同958-5、同958-7、同851及び同964-1、同964-11と同964-12、同231、同964-7及び同964-8、同964-11と同964-9、同964-10、同809-1と同809-1、同809-2、同822、同820と同822、同819及び同168-4、同829-1と同826-4、同832-4と同412、大東町中湯石2172、大東町清田426-2、同832-3、大東町中湯石2129、大東町清田485と大東町中湯石1509、大東町清田843-1と大東町中湯石1509、大東町清田568と大東町中湯石2126及び同2111、同2099と同2111、同566と同2110、同1522と同2110、同2103と同2110、同2104-1と同2110、同557と同2110、同552-2と同2110、同2108-2及び同2109、同1514と同1512、同864と同866、同1875と同864、同870-1と同870-3、同870-2と同870-3、同864と同877-1及び同873、同872-1と同1871-1及び同872-3、同1867-1と同882-2、同884-1、同885-2と同884-1、同883-2及び同885-1、同886-2、同886-3、同886-1及び同887、同1864と同888-1、同890、同897と同2418、同894及び同895-1、同1859と同903-2、同902、同907-1と同908-1、同2419と同904-3及び同919、同909-1と同919、同997と同2428、同1847-1と同1008-1、同1011と同1008-2及び同1010、同1012と同1010、同1021と同1017-1及び同1018、同1023と同1023-1及び同1024、同1843-3と同1025-2、同1843-2と同1026、同1027及び同1842、同1041-1と同1040の地番界に沿って、同1041-1と同1040と、（主）松江木次線の道路境界の接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と大東町中湯石1435-1と同1436-1の接点を経て、大東町中湯石1435-1と同1436-1、同1436-2、同1442-1及び同1440-1の地番界に沿って、大東町中湯石1435-1と同1440-1、（主）松江木次線の道路境界との接点に至り、（主）松江木次線の道路境界に沿って、（主）松江木次線の道路境界と赤川の河川境界の交点を経て、赤川の河川境界に沿って、赤川の河川境界と大東町中湯石1837-1、同1446-2の接点を経て、大東町中湯石1837-1と同1446-2及び同1446、同1450と同1449-1、同1451と同1449-2、同1837と同1449-2、同1449-1及び同1452、同1456-1と同1455及び同1460-1、同1478と同1477及び同1485、同1834-1と同1483、同1488及び同2498の地番界に沿って、大東町中湯石1834-1と同2498と赤川の河川境界の接点を経て、赤川の河川境界に沿って、赤川の河川境界と大東町南村772と同11-1の接点を経て、大東町南村772と同11-1、同773-1と同773-2、同774-1と同11-1、同773-4と同9、同775と同8、同776と同7、同6及び同777、同779と同777、同150-7、同150-1及び同152-1、同780-1と同152-4、同780-3と同140-3、同141と同140-3、同131-1と同140-1、同781-1と同132-7及び同781-3、同136と133、同134-1と同133、同781-1と同133、同781-1と同782、同783と128、同783と同126、同125-1と同126、同125-1と同124-1、同124-2と同124-1、同105と同118、同784-1と同804及び同805、同769-2と同805の地番界に沿って、大東町南村769-2、同805と、既都市計画区域界（大東）の接点に至り、既都市計画区域界（大東）に沿って、既都市計画区域界（大東）と大東町東阿用478-2の接点で囲む範囲

(3) 雲南市三刀屋町給下のうち次の区域

三刀屋町給下の町界と三刀屋町伊萱の町界、木次町里方の町界との接点から、既都市計画区域界（三刀屋）に沿って、既都市計画区域界（三刀屋）と（主）出雲三刀屋線との交点を経て、（主）出雲三刀屋線の道路境界に沿って、三刀屋町伊萱1073-1と三刀屋町給下1520-2の接点に至り、三刀屋町伊萱1073-1と三刀屋町給下1520-2、同1521と同1518、同1515及び同1515の地番界に沿って、三刀屋町給下1515と（主）出雲三刀屋線の接点を経て、（主）出雲三刀屋線の道路境界に沿って、（主）出雲三刀屋線と三刀屋町給下1524-1、同1526-1の接点を経て、三刀屋町給下1524-1と同1526-1、同1800と同1526-1の地番界に沿って、道路境界に至り、道路境界に沿って、道路境界と三刀屋町給下1508の接点に至り、三刀屋町給下1534と同1508の地番界に沿って、道路と三刀屋町給下1535-1との接点を経て、道路に沿って、道路と三刀屋町給下1535-1の接点に至り、三刀屋町給下1535-1と同1497、同1536-1と同1496-3、同1537と同1495及び同1539、同1540と同1539、同1541と1493-2、同1541と同1492及び同1491-1、同1542-4と1489、同1490-1と同1489及び同1542-14、同1542-15と同1489の地番界に沿って、三刀屋町1542-15と三刀屋町1489、（主）出雲三刀屋線の接点に至り、（主）出雲三刀屋線の道路境界に沿って、（主）出雲三刀屋線の道路境界と、三刀屋町給下1543と

同1481の接点に至り、三刀屋町給下1543と同1481の地番界に沿って、三刀屋町給下1543と同1481の地番界と水路境界の接点を経て、水路界に沿って、三刀屋町給下1558と同1728の地番界と水路境界の接点に至り、三刀屋町給下1558と同1728、同1464、同1463、同1462、同1457及び同1561、同1561と同1454、同1562-1及び同497-6、同1565-1と同1450、同1448と同1447の地番界に沿って、三刀屋町給下1448、同1447と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と三刀屋町給下1570-1、同1572の地番界との接点に至り、三刀屋町給下1570-1と同1572及び同1573-1の地番界に沿って、三刀屋町給下1584-1と同1573-1の地番界の接点に至り、三刀屋町給下1584-1と同1573-1及び同1581-4の地番界に沿って、三刀屋町給下1584-1と同1581-1、同1581-3と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、三刀屋町給下1584-1、同1387-1と道路境界との接点に至り、三刀屋町給下1584-1と同1384-1及び同1387、同1583-2と同1385-3及び同1385-8、同1584-1と同1385-7及び同1385-9、同1385-1と同1385-9及び同1385-2、同1374-2と同1373-2、同1372-4と同1373、1372-1、同1369-1及び同1586-1の地番界に沿って、三刀屋町給下1586-1と道路境界の接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と三刀屋町給下1593-1、同1591及び同1319の地番界との接点に至り、三刀屋町給下1593-1と同1319、同1321-4、同1320及び同1322との地番界に沿って、水路境界に至り、水路境界に沿って、水路境界と三刀屋町給下1311、同1311-1との接点に至り、三刀屋町給下1311と同1311-1、同1586-1と同1310、同1599-1、同1599-2、同1599-3及び同1599-5、同1600と同1599-5、同1601と同1599-5の境界に沿って、三刀屋町給下1599-5、同1601と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と水路境界、三刀屋町給下1199の地番界との接点に至り、水路境界に沿って、水路境界と三刀屋町給下1636-6、同1636-9との接点に至り、三刀屋町給下1636-6と同1636-9、同1636-1と同1636-9及び同1131、同1647と同1131、同1653と同1655、同1663と同1662-1、同1663と同1112-2、同1119-2と同1112-2、同1112-3と同1112-5、同1669-1と同1106-4、同1114-1と同1666-67、同1666-54と同1007-1、同1687-30と同1007-1、同987-1と同1007-1、同988-1と同1007-1の地番界に沿って、三刀屋町給下1007-1、同988-1と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と、水路境界の接点に至り、水路境界に沿って、水路境界と三刀屋町給下956-3の地番界との接点に至り、三刀屋町給下956-3と同972-2及び同956、同972-2と同1748-3、同1748-1と同958-3と同958-11、同1704-1と同958-11及び同1703-1の地番界に沿って、三刀屋町給下1703-1と同1704-1の地番界と道路境界との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と三刀屋町給下1704-2との接点に至り、道路境界に沿って、道路境界と既都市計画区域界（三刀屋）との交点を経て、既都市計画区域界（三刀屋）に沿って、三刀屋町給下の町界と三刀屋町伊萱の町界、木次町里方の町界との接点で囲む範囲